○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「保全指導室」を「営繕積算企画調整室及び保全指導室」に改め、「、営繕積算システム官」を削り、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「積算技術」を「積算に関する技術」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を削り、第六項を第八項とし、第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2　営繕積算企画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　営繕工事に係る積算に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関すること（営繕積算高度化対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　国家機関の建築物のうち特に重要なものに係る営繕工事に係る積算の実施に関すること。

3　営繕積算企画調整室に、室長を置く。

第二十七条の見出し及び同条第一項中「企画室」を「情報セキュリティ対策室」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　情報セキュリティ対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（情報危機管理官の所掌に属するものを除く。）。

二　国土交通省の所掌事務に係る個人情報の保護に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第二十七条第三項中「企画室」を「情報セキュリティ対策室」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　情報危機管理官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する情報システムに係る情報に関する危機管理に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第二十七条第十項中「他局、他課及び企画室の」を「他の」に改める。

第三十六条の見出し及び同条第一項中「並びに企画調整官」の下に「、交通政策企画官」を加え、同条第二項第二号中「都市局」の下に「及び交通政策企画官」を加え、同条第五項第二号中「及び地域振興室」を「並びに地域振興室及び交通政策企画官」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　交通政策企画官は、命を受けて、交通計画課の所掌事務のうち交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第六十二条の見出し中「災害対策室」の下に「及び大規模地震対策推進室」を加え、「災害対策調整官及び首都直下地震対策官」を「緊急災害対策企画調整官及び緊急災害対策派遣官」に改め、同条第一項中「災害対策室」の下に「及び大規模地震対策推進室」を加え、「以内並びに」を「以内、」に、「災害対策調整官及び首都直下地震対策官」を「及び緊急災害対策企画調整官」に改め、「それぞれ一人」の下に「並びに緊急災害対策派遣官八十八人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内」を加え、同条第二項中「、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の規定による地震防災強化計画の策定」を削り、「及び首都直下地震対策官」を「並びに大規模地震対策推進室並びに緊急災害対策企画調整官及び緊急災害対策派遣官」に改め、同条中第八項及び第九項を削り、第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4　大規模地震対策推進室は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の規定による地震防災強化計画の策定その他の大規模地震対策に関する事務で国土交通省の所掌に係るものの総括に関する事務（交通に関連する大規模地震対策に関する事務に係るものを除く。）をつかさどる。

5　大規模地震対策推進室に、室長を置く。

第六十二条に次の二項を加える。

10　緊急災害対策企画調整官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する事務についての企画及び立案並びに調整に係るものの総括に関する事務をつかさどる。

11　緊急災害対策派遣官は、命を受けて、防災課の所掌事務のうち、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている地域における緊急災害対策派遣隊の指揮監督に関する事務をつかさどる。

第七十五条の見出し及び同条第一項中「及び住生活サービス産業振興官」を「、住生活サービス産業振興官及び住宅国際対策官」に改め、同条に次の一項を加える。

4　住宅国際対策官は、命を受けて、住宅政策課の所掌事務のうち国際関係事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第七十六条の見出し中「住環境整備室」の下に「及び賃貸住宅対策室」を加え、「及び賃貸住宅対策官」を削り、同条第一項中「住環境整備室」の下に「及び賃貸住宅対策室」を加え、「及び賃貸住宅対策官それぞれ」を削り、同条中第五項を削り、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　賃貸住宅対策室は、賃貸住宅（公営住宅を除く。）の管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　賃貸住宅対策室に、室長を置く。

第七十七条の見出し中「並びに」の下に「住宅産業適正化推進官及び」を加え、同条第一項中「住宅ストック活用・リフォーム推進官」を「住宅産業適正化推進官及び住宅ストック活用・リフォーム推進官それぞれ」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　住宅産業適正化推進官は、命を受けて、工場生産住宅その他これに類するものの適正な建設及び供給を確保するために必要な指導に関する事務をつかさどる。

第百十条の二の見出し及び同条第一項中「港湾利用調整官」の下に「、特定港湾運営会社指導官」を加え、同条第二項第一号中「技術企画課」の下に「並びに特定港湾運営会社指導官」を加え、「除く。）」を「除く。）。」に改め、同項第二号中「こと」の下に「（特定港湾運営会社指導官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第七項中「港湾物流戦略室」の下に「及び特定港湾運営会社指導官」を加え、同条中第八項を同条第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　特定港湾運営会社指導官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾の利用に関する事務のうち、特定港湾運営会社（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十六第一項に規定する特定港湾運営会社をいう。次号において同じ。）が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化に関する企画及び立案、指導並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

二　民間の能力を活用した港湾の運営に関する事務で重要事項に関すること（特定港湾運営会社に関することに限る。）。

第百十一条第五項中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削る。

第百十三条第一項中「、港湾工事安全推進官」を「一人、港湾工事安全推進官二人並びに」に改め、同条第九項中「港湾工事安全推進官は」の下に「、命を受けて」を加え、「つかさどる」を「分掌する」に改め、同条中第十二項を第十四項とし、第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項の次に次の二項を加える。

10　港湾工事安全推進官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席港湾工事安全推進官とする。

11　首席港湾工事安全推進官は、港湾工事安全推進官の所掌に属する事務を統括する。